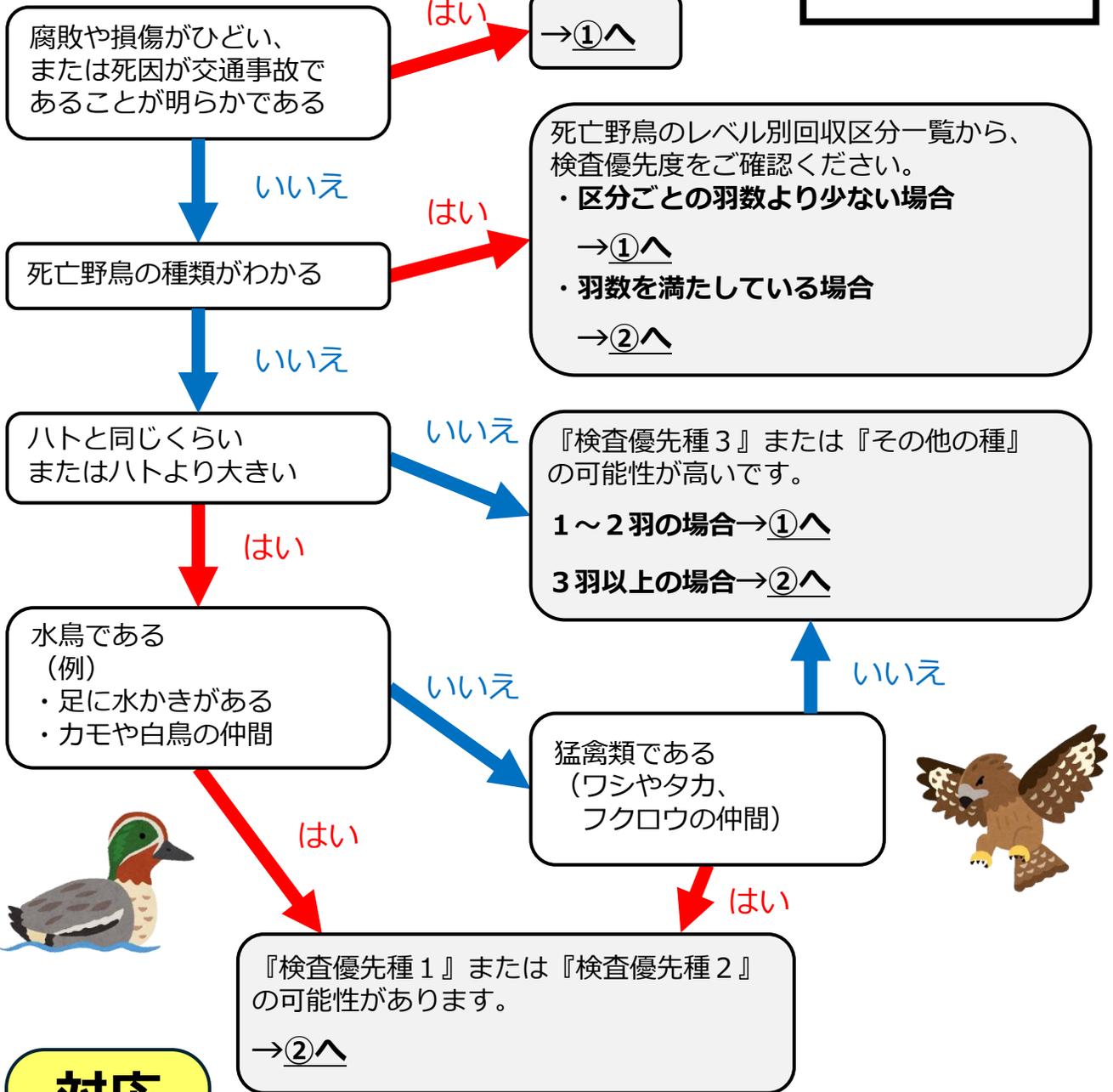


通報が必要かどうか確認できます。
発見した死亡野鳥の特徴から、
『はい』または『いいえ』を選んでください

→ はい
→ いいえ



対応

- ① 土地所有者または発見者ご自身で、“可燃ごみ”として処分をお願いします。 ※道路上の場合は道路管理者が対応します。
- ② 死亡野鳥通報窓口へご連絡ください。
(連絡先は県ホームページに記載しています。)